

令和8年度富山県西部体育センター企業広告等掲載業務募集要項

1 施設の概要

富山県西部体育センター

所在地 砺波市柳瀬241番地 砺波総合運動公園内

利用時間 午前9時から午後9時まで（日祝日にあつては、午後5時まで）

休館日 毎週火曜日（その日が祝・休日にあたる場合を除く）

年末年始（12月29日から1月3日まで）

年間利用者 約16万2千人（うち大アリーナ利用者約8万6千人）

（令和6年度）

大アリーナ利用者内訳

・ 団体利用者（各種教室、競技団体等）	約20,300人
・ 個人利用者	約300人
・ 大会出場者	約22,000人
・ 大会等観客	約36,700人
・ 2階ランニング走路（無料開放）	約7,000人

施設の特徴 大アリーナ及びサブアリーナ等を備え、大規模な大会開催が可能な、県内における競技スポーツ・生涯スポーツの拠点の1つ。

また、大アリーナでは、西部体育センターを拠点とする総合型地域スポーツクラブにより、年間を通じて、一般対象のラージボール卓球、ジュニア対象の新体操、バドミントン、ソフトテニス、テニス、卓球等のスクールが実施されている。

2 募集の内容等

(1) 募集する広告取扱業者

富山県西部体育センターにおいて広告を掲載できる広告取扱業者 1社

(2) 広告を掲載できる場所、広告枠の規格等

ア 掲載場所 大アリーナ2階観覧席西側壁面で県が指定する場所

イ 広告枠の規格 1枠あたり縦300cm×横400cm

ウ 枠数 2枠（ただし、2枠希望者がいない場合に限り1枠も可。）

エ 広告の内容 富山県企業広告等掲載業務実施要綱、富山県企業広告等掲載基準及び富山県西部体育センター企業広告等掲載業務実施要領によるものとします。

※その他広告の掲載にあたっての留意事項などは、仕様書のとおりとします。

(3) 広告を掲載できる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（ただし、広告取扱業者が希望する場合は、令和11年3月31日まで延長できます。）

3 募集の条件

(1) 広告の仕様及び設置方法

- ・ 広告枠内に設置する広告は、カッティングシート等の貼付やパネル等の取付によるものとし、安全性が確保される方法で、確実に固定することとします。
- ・ その他掲載する広告の仕様や壁面への設置方法など詳細については、事前に県へ協議してください。

(2) 行政財産の使用料

広告の掲載にあたっては、富山県財産管理規則（昭和40年富山県規則第10号）第17条に定める行政財産の使用許可を受けるとともに、行政財産の使用料として、2枠を希望する場合は、105,600円（年額）、1枠を希望する場合は、52,800円（年額）を負担する必要があります。したがって、見積額はこの使用料の額以上でなければなりません。

(3) 広告の掲載

- ・ 広告の掲載に当たっては、県と広告の掲載に係る契約を締結しなければなりません。
- ・ 広告主の募集及び広告の掲載、取り外し及び掲載中の広告の維持管理は、広告取扱業者の責任において行うこととし、これに必要な経費は広告取扱業者の負担とします。
- ・ 広告の内容については、掲出前に県の審査を受けていただくとともに、県から内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従っていただく必要があります。
- ・ 利用者が大会等に利用する場合で、スポンサーがついている大会などのため、当該利用者から広告物の遮蔽の要請があったときは、広告物が遮蔽されることがあります。なお、この場合でも、広告掲載料等は返還されません。
- ・ 上記のほか、富山県企業広告等掲載業務実施要綱、富山県企業広告等掲載基準及び富山県西部体育センター企業広告等掲載業務実施要領に従ってください。

4 応募の手続き

申込書等の提出期間及び提出先等

- ア 提出期間：令和8年2月20日（金）から令和8年3月6日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- イ 提出先：富山市新総曲輪1番7号 富山県生活環境文化部スポーツ振興課
（本館4階）
- ウ 提出物：富山県西部体育センター広告掲載申込書（別紙様式による）
- エ 提出方法：郵送、持参又は電子メールによる提出

5 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とします。

- ・ 応募に参加する資格のない者が応募したとき
- ・ 所定の日時及び場所に申込書を提出しないとき又は所定の日時までには申込書が到着しなかったとき
- ・ 同じものが2以上の応募をしたとき
- ・ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて応募したとき
- ・ 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字が誤脱し、又は認識しがたい見積書を提出したとき
- ・ 金額を訂正した見積書を提出したとき
- ・ 正常な応募の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が応募したとき
- ・ その他、県が指定した事項及び応募に関する条件に違反したとき

6 広告取扱業者の選定

(1) 選定方法

広告枠2枠を希望する者のうち、最も高額な広告料の見積金額を提出した者を広告取扱業者として選定します。ただし、2枠を希望する者がいないときは、1枠を希望する者のうち、最も高額な広告料の見積金額を提出した者を広告取扱業者として選定します。

なお、広告掲載料の見積金額が最も高額である者が複数ある場合には、抽選により決定します。

(2) 結果の発表

応募者に対して文書で通知いたします。また、選定した広告取扱業者の所在地及び名称並びに連絡先については、県ホームページ等において公表します。

(3) 広告取扱業者の取扱い

広告取扱業者は、県が指定する日までに、行政財産の使用許可申請を行うとともに、当該申請に係る許可を受け、かつ、県と広告の掲載に関する契約を締結しなければ、その資格を失うものとします。

7 その他

- (1) 応募者は、この募集要項のほか、仕様書、富山県企業広告等掲載業務実施要綱、富山県企業広告等掲載基準及び富山県西部体育センター企業広告等掲載業務実施要領を熟読のうえ、応募してください。
- (2) 応募者は、広告取扱業者の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとします。
- (3) 本応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- (4) 提出いただいた書類等は、返却しません。

8 広告掲載事業に関する問合せ先

富山県生活環境文化部スポーツ振興課 スポーツ活性化係 林

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

TEL : 076-444-3101 (直通) FAX : 076-444-4617

E-mail : asportshinko@pref.toyama.lg.jp